

## 【2】 諍事とはなにか――4種の諍事

[0] 諍事 (adhikaraṇa) は律藏の中では、『パーリ律』では「経分別 (波羅提木叉)」の最後の「七滅諍法」と、「犍度」の「小品」第4の「滅諍犍度」において取り扱われる。もっとも『パーリ律』では「経分別 (波羅提木叉)」の最後の「七滅諍法」ではただ名称のみが挙げられるのみで、その詳細は犍度に譲られているが、他の漢訳律では「経分別」のところでも論じられているものがあり、本稿ではこれらすべてを材料とする。

それではここで取り上げられている諍事とはどのようなものをいうのであろうか。諍事の原因語であるパーリ語の ‘adhikaraṇa’ は、「所作」「なすこと」という意の ‘karaṇa’ という語に、「～について」「増上」の意を表す ‘adhi-’ という接頭辞が付されたものであるから、「所作について」というのが原意であって、そこで以下に紹介するように『十誦律』では単に「事」という漢語をあてるのであるが、『四分律』『五分律』『僧祇律』などは「諍」という語をもって訳し、「南伝大蔵経」第4巻の訳者である宮本正尊、渡辺照宏氏は「諍事」という語をもって訳している。本稿ではこれを多くの場合「紛争」と呼んでいる。

しかしながら前節にも書いたように、‘adhikaraṇa’ には紛争とか争い事などという重い意味あいばかりではなく、本来自ら進んで告白すべき犯罪を他人に戒告されてするという「手続きミス」というべき些細な場合も、本来はしゃんしゃんしゃんとつつがなく終了すべき羯磨において、「ちょっと質問があります」と手を上げる程度の、いわばささいな「問題」といったものも含まれるのであって、これらを「諍事」という訳語をもって、すべからく「紛争」の意に理解すると誤解のもととなるということをまず注意しておかなければならない。したがって本稿ではこれを「手続きミス」「行き違い」「事件」「問題」「問題行動」などと表現する場合もあることを承知しておいていただきたい。

[1] ところで「滅諍犍度」においては、諍事には4種類があるとされている。『パーリ律』では ‘vivāda-adhikaraṇa’ ‘anuvāda-adhikaraṇa’ ‘āpatti-adhikaraṇa’ ‘kiccā-adhikaraṇa’ であって、「南伝大蔵経」ではそれぞれ「諍論諍事」「教誡諍事」「犯罪諍事」「事諍事」と訳している。

「七滅諍法」というのは、これら4種類の諍事を調停し、裁決する方法であるが、これについては後述する。

[1-1] この4つの諍事は他の漢訳律ではさまざまに翻訳されているので、『パーリ律』と他の漢訳律との訳語を対応させると次のようになる。そして本稿で用いる用語も併せてあげておく。これは原語の訳というよりも、筆者が理解している内容を重視したものであって、この用語を用いる所以は本文において自ずからに明らかになるはずである。

① 『パーリ律』 : vivādādhikaraṇa

『四分律』 : 言諍

『五分律』 : 言諍

『十誦律』 : 鬪諍事、相言諍 (1)

『僧祇律』 : 相言諍

『根本有部律』 : 鬪諍

『根本有部律律撰』：評論諍

『根本有部毘奈耶頌』：評論諍

『毘尼母經』：語諍

南伝大蔵經：諍論諍事

本稿では南伝大蔵經に倣って「諍論諍事」を用いる。

② 『パーリ律』：anuvādādhikaraṇa

『四分律』：覓諍

『五分律』：教誡諍

『十誦律』：無根事、無事諍

『僧祇律』：誹謗諍

『根本有部律』：非言諍

『根本有部律律撰』：非言諍

『根本有部毘奈耶頌』：非言諍

『毘尼母經』：不受諫諍

南伝大蔵經：教誡諍事

本稿では筆者の理解する内容によって「告発諍事」という語を用いる。

③ 『パーリ律』：āpattādhikaraṇa

『四分律』：犯諍

『五分律』：犯罪諍

『十誦律』：犯罪事

『僧祇律』：罪諍

『根本有部律』：犯諍

『根本有部律律撰』：犯罪諍

『根本有部毘奈耶頌』：犯諍

『毘尼母經』：所犯諍

南伝大蔵經：犯罪諍事

本稿では南伝大蔵經に倣って「犯罪諍事」を用いる。

④ 『パーリ律』：kiccādhikaraṇa<sup>(1)</sup>

『四分律』：事諍

『五分律』：事諍

『十誦律』：常所行事 所行諍

『僧祇律』：常所行事諍

『根本有部律』：事諍

『根本有部律律撰』：作事諍

『根本有部毘奈耶頌』：事諍

『毘尼母經』：所作諍

南伝大蔵經：事諍事

本稿では筆者の理解するところにしたがって「羯磨諍事」という語を用いる。

次項以下において、これら4つの諍事がどのように定義されているかを紹介し、検討を加

える。

- (1) 『十誦律』は「諍事法第八」（大正 23p.251 上以下）に用いられる用語と、比丘誦（大正 23 p.411 上）に用いられる用語が異なる。

[2] まず「諍論諍事」である。

[2-1] 各律の定義を原文のままに紹介する。

『パーリ律』：何が諍論諍事（vivādādhikaraṇa）であるか。比丘らよ、ここに比丘らがあり、諍論して、法である非法である、律である非律である、如来の所説・所言である如来の所説・所言でない、如来の常法（āciṇṇa）である如来の常法でない（anāciṇṇa）、如来の所制である如来の所制でない、罪である罪でない、軽罪（lahukā āpatti）である重罪（garukā āpatti）である、有余罪（sāvasesā āpatti）である無余罪（anavasesā āpatti）である、僇罪（duṭṭhullā āpatti）である非僇罪である（aduṭṭhullā āpatti）<sup>(1)</sup> という。ここに訴訟し（bhaṇḍanaṃ）、鬭争し（kalaho）、鬭諍し（viggaho）、諍論し（vivādo）、談論し（nānāvādo）、異論し（aññathāvādo）、別論し（vipaccatāya）、反抗して言説し（vohāro）、論議する（medhakam）のを諍論諍事という<sup>(2)</sup>。

『四分律』：云何が言諍なりや。比丘と比丘と共に諍い、十八諍事を引いて法なり非法なり、若しくは毘尼なり非毘尼なり乃至説なり不説なりと言う。若し是の如き相を以て共に諍い言語して、遂に彼此共に鬭う。是を言諍と爲す<sup>(3)</sup>。

『五分律』：何をか言諍と謂うや。若し比丘の共に諍いて、是れ法なりと言う有り、非法なりと言うあり、是れ律なり非律なり、是れ犯なり非犯なり、是れ重なり非重なり、是れ有餘なり非有餘なり、是れ僇罪なり非僇罪なり、是れ用羯磨出罪なり不用羯磨出罪なり、是れ佛所説なり非佛所説なり、是れ佛所制なり非佛所制なり、と。此を以て忿を致し更に相罵詈す。是れを言諍と名づく<sup>(4)</sup>。

『十誦律』：鬭諍事とは、諸比丘の比丘と共に諍い悪口して、是れ法なり是れ非法なり、是れ善なり是れ不善なりと相い言うが如し。是の中に共に諍うが故に相い助け別異す。是を鬭諍事と名づく<sup>(5)</sup>。

『薩婆多毘尼毘婆沙』：一切の善不善無記及び十四破僧にして六諍の本生なり。通じて諍事と名づく在人名諍在僧名事<sup>(6)</sup>

『根本有部律律撰』：評論諍と言うは、諍有りて云う如し。凡そ説法の時に獲し利養は、此の物合して説法之人に入る、と。有が云う、合して此によって縁と爲さずと。遂に紛競を致す。評論事に因って諍を起すが故に評論諍と名づく。此之諍論は僧衆に在るに局る。或は別に人に望めば諍根に六あり。若し縁の差別なれば乃ち十四あり。何をか謂いて六と爲す。一に忿恨、二に覆惱、三に嫉慳、四に詔誑、五に無慚愧、六に惡欲邪見なり。何を十四事と謂うや。一に法、二に非法、三に調伏、四に非調伏、五に有犯、六に無犯、七に重、八に輕、九に有餘、十に無餘、十一に責心罪、十二に惡作罪、十三に惡説罪、十四に越法罪なり。……<sup>(7)</sup>。

なお『僧祇律』には上記のような端的な定義はなされていず、「相言諍事は三毘尼を用いて滅するなり。何等かを三とす。現前毘尼滅・多覓毘尼滅・布草毘尼滅なり」とするのみで

ある (8)。

以上の定義によれば、要するに「諍論諍事」というのは、これは法である、いや非法である、これは律である、いや非律である、などと論争することであって、『四分律』はこれを「十八諍事」といい、『根本有部律律撰』は十四事という。『薩婆多毘尼毘婆沙』が「十四破僧」というのもこれをいうのであろう。『パーリ律』は数を上げないが内容は18である。このように諍論諍事は18ないしは14の項目などについて論争することであるから、まさしく「諍論諍事」と名づけるにふさわしい。

(1) 有余罪は懺悔したり罰に服すれば清浄となりうる僧残罪以下の罪をいい、無余罪とは復権の可能性のない波羅夷罪をいう。しかし重罪と僇罪、軽罪と非僇罪の区別はないようである。

『パーリ律』の「付随」に「重罪はすなわち僇罪である」(Vinaya vol.V p.146)とする。『五分律』の「有餘非有餘、是僇罪非僇罪」、『根本有部律律撰』の「重、八輕、九有餘、十無餘」に相当する。

(2) Vinaya vol.II p.088

(3) 大正 22 p.916 上

(4) 大正 22 p.154 上

(5) 大正 23 p.251 中

(6) 大正 23 p.564 下

(7) 大正 24 p.607 下

(8) 大正 22 p.327 中

[2-2] 「諍論諍事」が上記のようなものであるとすると、これは「破僧 (saṃghabheda)」と非常によく似ていることになる。はたしてどこがどのように異なるのであろうか。

「破僧」は「破僧毘度」において次のように定義されている。

『パーリ律』：ここに比丘らあり。非法を法と説き、法を非法と説き、非律を律と説き、律を非律と説き、……僇罪を非僇罪と説き、非僇罪を僇罪と説き、これら十八事をもって (aṭṭhārasahi vatthūhi) 誘い、惑わし、不共の布薩を行い (āveṇiuposathaṃ karonti)、不共の自恣を行い (āveṇipavāraṇaṃ karonti)、不共のサンガ羯磨を行う (āveṇisaṃghakammaṃ karonti)。ウパーリよ、これを破僧した (saṃgho bhinno hoti) となす (1)。

『四分律』：破に十八事有り。法・非法、律・非律、犯・不犯、若しくは輕若しくは重、有殘・無殘、僇惡・非僇惡、常所行・非常所行、制・非制、説・非説なり。是れを十八と爲す。破僧法に住すとは即ち此の十八事に住するなり (2)。

『十誦律』：云何が破僧と名くるや。幾の所に齊りて破僧と名くるや。佛の優波離に語らく。十四の破僧事を用い、若しくは是の中の隨所に從つて事を用う。十四とは、非法を法と説き、法を非法と説き、非善を善と説き、善を非善と説き、犯を非犯と説き、非犯を犯と説き、輕を重と説き、重を輕と説き、有殘を無殘と説き、無殘を有殘と説き、常所行法を非常所行法と説き、非常所行法を常所行法と説き、非説を説と説き、説を非説と説く。……若し比丘の是等十四非法を以て、衆を教え衆を折伏し和合僧を破す。和合僧を破し已れば大罪を得、大罪を得已つて一劫壽に阿鼻地獄中に墮す。優波離よ、是の十四事を破僧と名く (3)。

『根本有部律・破僧事』：佛の言く。自ら破僧有りて擾亂に非ず。應に四句を爲すべし。

云何が破僧にして擾亂に非ざるや。自ら僧破有りて十四種破壊之事を受行せざるなり。云何が僧伽擾亂にして破僧に非ざるや。自ら十四種破壊之事を受行する有りて然も破僧に非ず。云何が擾亂にして破僧を爲すや。謂く十四種事を受行して並びに破僧を爲すなり。二俱に無き有り。謂く前相を除くなり。是れ四句なり<sup>(4)</sup>。

『根本有部律・破僧事』の当該箇所には「十四種破壊之事」の具体的な内容の解説はないが、『根本有部律毘奈耶頌』において「法説為非法、非法説為法」などとされている<sup>(5)</sup>。

以上のように破僧も18の事項、あるいは14の事項についてあい争うことであるとされるから、この点については諍論諍事と破僧は全く異ならないわけである。それでは律蔵はこの間にどのような差異を認めているのであろうか。

『パーリ律』には‘adhikaraṇa’と‘saṃghabheda’という語を出して、この間の相違を論じたところは見いだされないが、「破僧健度」には‘saṃghabheda’と‘saṃgharāji’（僧不和、僧諍）との間の相違が述べられている<sup>(6)</sup>。これによれば、そのサンガが4人で構成されている場合は、「一方に1人があって、他方に2人があり、第4人が唱言して籌を取らしめ、これは法である、これは律である、これは師の教えである、これを取り、これを信樂せよ」というような場合は僧諍であって破僧ではない、一方に4人があり、他方に4人があって、第9人が唱言して籌を取らしめるのが僧諍であって、しかも破僧であるとしている。そしてこの直後に、先の破僧の定義をなしているのである。

要するに破僧は1つのサンガが分裂して2つになることであるから、意見が対立して分かれた2つのグループともに4人以上でなければならないということである。『パーリ律』はこれに唱言して籌を取らしめる者が必要とされているから、最低で9人いなければならないことになるが、『四分律』は2人、3人では破僧ができない、「若此衆四人若過。彼衆四人若過」<sup>(7)</sup>とし、『五分律』は「要於界内八比丘分作二部別行僧事乃名爲破」<sup>(8)</sup>とするから、8人以上の比丘がいればよいことになる。ちなみに『十誦律』も『根本有部律』も『薩婆摩得勒伽』も9人以上とする<sup>(9)</sup>。ただし『四分律』も破僧の条件を「作羯磨と取舎羅」<sup>(10)</sup>とし、『五分律』も「説五法、自行籌、捉籌、於界内別行僧事」<sup>(11)</sup>というから、籌を取らしめる者もいるはずであるが、これもいわば投票権を有し、どちらか一方のグループに加わるというように考えているのであろう。

このように破僧と僧諍（saṃgharāji）は、破僧となるための人数が足りているかいないかの相違にすぎないということになるが、それではこれらと諍論諍事はどのように異なるのであろうか。『パーリ律』には破僧と諍論諍事の違いを解説するところはないが、いずれも十八事について相争うことには違いがないのであるから、争いの程度の違いと解釈する他ないのであろう。破僧は籌をなし、そしてその結果不共の布薩を行い、不共の自恣を行い、不共のサンガ羯磨を行うに至るような、修復不可能な不和（rāji）状態に至るようなものをいうのであるが、諍論諍事はそのままでは至っていない言い争い程度のものであることとなる。

このように諍論諍事は、これがこじれて病膏肓に入るような状態になると即破僧になるようなきわめて危険な要素をもっているといわなければならない。そういう意味では「諍論諍事」はまさしく紛争と呼ぶにふさわしいものであって、諍事を代表するといってもよく、したがって先に述べたような、単なる「手続きミス」とか「事件」「問題」程度のもは含まれないと考えてよいであろう。後に詳しく考察するように、この諍論諍事の調停のためには、

すぐさまサンガが対応することになっているから、したがって日常茶飯事的に行われたであろう口喧嘩やいざこざ程度のもはこれには含まれないことになる。確かに諍論はサンガの一部の人たちで行われることもあるであろうが、だからといってそれを放置しておいては破僧につながる危険性のある場合は、サンガが介入してなんらかの調停の努力がなされたはずである。ましてサンガを二分するような論争はいうまでもないことであって、おそらくこのようなケースを諍論諍事というのである。『根本有部律律撰』が「此之諍論は僧衆に在るに局る」というのは、このような点をとらえて言ったものであろう。

- (1) *Vinaya* vol. II p.204
- (2) 大正 22 p.595 上
- (3) 大正 23 p.266 中。また大正 23 p.025 中参照
- (4) 大正 24 p.155 中
- (5) 大正 24 p.1625 上
- (6) *Vinaya* vol. II p.203
- (7) 大正 22 p.913 中
- (8) 大正 22 p.166 上
- (9) 『十誦律』大正 23 p.266 中、『根本説一切有部律破僧事』大正 24 p.155 上、『薩婆摩得勒伽』大正 23 p.610 上
- (10) 大正 22 p.913 中
- (11) 大正 22 p.166 上

[3] 次に筆者のいう「告発諍事」である。

[3-1] まず各律の定義を原文のまま紹介する。『パーリ律』の用語は、南伝大蔵経にしたがって「教誡諍事」を用いる。

『パーリ律』：何が教誡諍事 (*anuvādādhikaraṇa*) であるか。比丘らよ、ここに比丘らがあって、比丘を教誡するのに、壊戒 (*silā-vipatti*) ・壊行 (*ācāra-vipatti*) ・壊見 (*diṭṭhi-vipatti*) ・壊命 (*ājīva-vipatti*) をもってする。ここに教誡し (*anuvadana*)、非難し (*anullapanā*)、譴責し (*anubhaṇanā*)、直言し (*anusampavaṅkatā*)、襲撃し (*abbhussahanatā*)、加勢する (*anubalappadānaṃ*) を教誡諍事という<sup>(1)</sup>。

『四分律』：云何が覓諍なりや。若し比丘の比丘の與に覓罪して三擧事を以てす。破戒・破見・破威儀の見・聞・疑なり。是の如き相を作して覓罪し、共に不妄を語り、伴勢力を求め、其の意を安慰せんとす。若しくは擧して憶念を作し、若しくは此の事を安んぜんとして此の事を安んぜずんば不癡・不脱なり。是を覓諍と爲す<sup>(2)</sup>。

『五分律』：何をか教誡諍と謂うや。若し比丘の比丘を教誡して言う。汝波羅夷を犯すを憶するや不や、僧伽婆尸沙・偷羅遮・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅・惡説を犯すを憶するや不や、と。彼の比丘喜ばず受けず、此を以て諍を致す。是を教誡諍と名づく<sup>(3)</sup>。

『十誦律』：無根事とは、諸比丘の餘の比丘の犯罪を出して、若しくは有殘作なり、有殘不作なり、有殘作不作なりと、若しくは無殘作なり、無殘不作なり、無殘作不作なりと、若しくは有殘無殘作なり、有殘無殘不作なり、有殘無殘作不作なりとするが如し。是の中に犯罪を出し、無根なるが故に共に相い纏著す。是を無根事と名づく<sup>(4)</sup>。

『僧祇律』：誹謗諍とは、若し比丘の不見・不聞・不疑にして、比丘を波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毘尼を犯せりとして、是の五篇罪を以て諍する。是を誹謗諍と名づく<sup>(5)</sup>。

『薩婆多毘尼毘婆沙』：見・聞・疑の根より生じ、作・不作ともに犯と言う。通じて出事と名づく。在人名出在僧名事<sup>(6)</sup>

『根本有部律律撰』：非言諍と言うは、若し前人是れ善なれば詰責すべからず。而して詰責するをば非言諍と名づく。非とは是れ鄙惡の義なり。鄙惡之法を以て他を責詰するを謂う。世人の云う如し、此れ非是人なりと。意に其れは是れ鄙惡人なりと説かんと欲す。非法を以て實力子を詰して諍を興すが如し<sup>(7)</sup>。

(1) *Vinaya* vol. II p.088

(2) 大正 22 p.916 上

(3) 大正 22 p.154 上

(4) 大正 23 p.251 中

(5) 大正 22 p.328 下

(6) 大正 23 p.564 下

(7) 大正 24 p.607 下

[3-2] これらの定義のうち、『パーリ律』の定義の中に使われている「壊戒」と「壊行」については、「自恣毘度」<sup>(1)</sup>と「付随」<sup>(2)</sup>において、「壊戒」とは四波羅夷と13僧残、「壊行」とは偷蘭遮と波逸提と波羅提提舍尼と惡作と惡説、と解説している。なお「壊見」については「自恣毘度」は邪見と辺取見と解説するが、「付随」では「顛倒の見を抱き、非正法をもって尊しとなし、正覺者を誹謗し、無知にして愚痴に覆われる」と解説している<sup>(3)</sup>。また「壊命」については「付随」において、「生活 (*ājīva*) のために、惡欲をもち欲のために、空無の上人法を説き、男女の仲立ちをし、あなたの僧院に住むあの比丘は阿羅漢であるといい、美味なる食を自分のために乞うて食し、無病にしてスープや飯を自分のために乞うて食する」(趣意)と解説しているから、五篇七聚の他の惡行も含まれることになる。

また『四分律』も「自恣毘度」において、「犯戒」は波羅夷・僧残・偷蘭遮を犯すこと、「破見」は六十二見・諸惡見とし、「破威儀」は波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅・惡説を犯すことというから、『パーリ律』に等しい<sup>(4)</sup>。

『十誦律』も罪を有殘とか無殘に大きく分けて提示したものであるが、『薩婆多毘尼毘婆沙』においては、「有殘を無殘と説くとは、下の四篇戒の犯は則ち有殘なり。而も説いて無殘と言う。無殘を有殘と説くとは、四重犯は則ち無殘なるも而も有殘と説く」<sup>(5)</sup>と解説するところがあるから、無殘は五篇罪の中の波羅夷罪のことであり、有殘はこれを除く僧残以下の罪であるということになる。「告発諍事」の滅諍法の一つは實覺比尼であって、波羅提木叉の七滅諍法の實覺比尼を解説する部分では<sup>(6)</sup>、波羅夷・僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を出しているから、これによっても五篇七聚が念頭にあったということがわかる。

このように「告発諍事」は五篇ないしは七聚の罪を犯したかどうかに関わる紛争であって、それを『五分律』はもっとも端的に表現しているわけである。また『パーリ律』や『四分律』は、これに波羅提木叉に含まれない惡行なども含ませて理解しているのではないかと考えられる。

- (1) *Vinaya* vol. I p.172
- (2) *Vinaya* vol. V p.146
- (3) 上記 (1) (2) 参照
- (4) 大正 22 p.839 下
- (5) 大正 23 p.524 上
- (6) 大正 23 p.143 下

[3-3] しかしこの定義においてより注目すべきは、『十誦律』がこれを「無根事」と訳し、定義の中で「是の中に犯罪を出し、無根なるが故に共に相い纏著す」とし、『僧祇律』が「若し比丘の不見・不聞・不疑にして、比丘を波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提舍尼・越毘尼を犯せりとして、是の五篇罪を以て謗する」とすることである。これに注目して他の定義を注意して読んでみると、『五分律』が「彼の比丘喜ばず受けず」とする文章や、『根本有部律律撰』が「善なれば詰責すべからず。而して詰責するをば非言諍と名づく」という文章もこれに関連するのではないかと考えられる。要するに「告発諍事」は五篇七聚の罪で告発されたにも関わらず、告発された被告がこれを「無罪」「無根」と否認するところに争いの原因があるということである。またそれは確たる証拠もないのに告発するという背景があることにもなる。おそらくこのような意味で『薩婆多毘尼毘婆沙』も「作・不作ともに犯と言う」といったのである。

なおこの諍事の名称として用いられる ‘*anuvāda* という語は、「非難」「譴責」「訓戒」などの訳語が与えられ、「覓」は『諸橋大漢和』p.10766によれば、「さがす」「もとめる」などの語意が与えられている。要するに、比丘らがあつて、他の比丘を壊戒・壊行・壊見・壊命をもって、あるいは破戒・破見・破威儀をもって、あるいは五篇七聚の罪をもって、見聞疑によって「非難」「譴責」「訓戒」し、罪を探し、求めたにもかかわらず被疑者は身に覚えがないと主張し、原告と被告があい争うことになることをいうのであろう。

このようにこれらの定義の範囲では、一方は罪を犯したとサンガに告発するに対して、告発された方は罪を犯していないと争うことであつて、「告発」をきっかけにしてサンガを舞台として有罪か無罪かが争われる諍事であると解されるから、筆者はこれを「告発諍事」と名づけたのである。

[3-4] ちなみに「告発諍事」の調停法について『十誦律』は、その用語でいえば、実覓比尼・憶念比尼・不癡比尼の3つの比尼によって調停するのであるが、憶念比尼と不癡比尼は「告発」を受けて被疑者が罪を認めず、無罪となる場合に適用されるが、実覓比尼ははじめ「告発」を受けて「犯していない」と言った者が、後に「犯した」という場合に適用されるとしている。確かに『十誦律』のいうように、初めから「犯した」といえば、それによって処罰されるから、後から前言を翻しても効果は及ばないということになる。『十誦律』はこの「告発諍事」を「無根事」と称するのであるが、それはこの諍事が自らが罪を告白ないしは自白せずに、「無根」であるというところから出発するがゆえに名づけられたのであつて、実際に無罪であるか、それとも有罪であるかは裁判において決着されることになる。ただしこの部分の『十誦律』の文章には問題があり、当該箇所においてより詳しく検討することにする。

[3-5] なお『五分律』や『十誦律』はこの「告発諍事」を五篇七聚の罪の告発ととらえるのであるが、『パーリ律』と『四分律』はこのなかに五篇七聚とその他の悪行も含ませて



いるように解せられると述べた。

そこで念のために、「告発諍事」を滅する方法としての憶念ヴィナヤ、不癡ヴィナヤ、覓罪相ヴィナヤの実際例にはどのような罪が挙げられているかを見てみよう。

	パーリ	四分	五分	十誦	僧祇	毘尼毘婆沙
憶念	壊戒	重罪の波羅夷 僧残偷蘭遮	重罪の波羅夷 波羅夷辺罪	波羅夷	不浄法	波羅夷
不癡	非沙門の法	重罪の波羅夷 僧残偷蘭遮	重罪波羅夷、 波羅夷辺罪	種々の悪 不清浄事	非法	
覓罪	重罪の波羅夷、 波羅夷相似	外道と論議	重罪の波羅夷、 波羅夷辺罪	波羅夷	僧残罪	波羅夷

『五分律』はこれによっても「告発諍事」を五篇七聚に限定して理解していることがわかるが、『十誦律』は「種々の悪不清浄事」を含ませているから、『パーリ律』『四分律』のように、その他の不行跡も含ませて理解しているように解される。

しかしながらこれは、【1】の[2]に書いたことを思い起こせば容易に理解されうであろう。すなわち「告発諍事」は「告発できる罪」にしか適用されないはずであるからである。しからば告発できる罪とは何であるかといえば、波羅夷罪や僧残罪などの重罪がまず挙げられなければならないが、しかし波逸提以下の軽罪や波羅提木叉に規定されていない悪行も、それが常習犯的であるとか、確信犯的であるとかの特別に悪質な場合には、「苦切羯磨」などの懲罰羯磨によって告発する道が残されており、そういう意味では五篇七聚の罪のみならずその他の悪行跡も告発の対象となることになる。このように考えれば、「告発諍事」には以上のすべてが含まれるのであって、『五分律』や『十誦律』はそれを五篇七聚で代表させたに過ぎないということになる。

なおこの「告発諍事」を処理する解決法である憶念ヴィナヤ・不癡ヴィナヤ・覓罪相ヴィナヤは最終的にはすべて白四羯磨によって処理されるから、これらの「告発」はサンガに対してなされることを意味していることになる。換言すればサンガに対してなされたものでない「告発」はこのケースには相当しないということであって、そこで筆者はこれに相当しない個人間でなされる注意・勧告のようなものを「戒告」という言葉で表すことにしたのである。

[4] 次に「犯罪諍事」について検討する。

[4-1] それぞれの律蔵は次のように定義している。

『パーリ律』：何が犯罪諍事であるか。五つの犯罪蘊（*pañca āpattikkhandhā*）が犯罪諍事であり、七種の犯罪蘊（*satta āpattikkhandhā*）が犯罪諍事である。これが犯罪諍事である<sup>(1)</sup>。

『四分律』：云何が犯諍なりや。七種の罪波羅夷・僧伽婆尸沙乃至惡説を犯す。是を犯諍と爲す<sup>(2)</sup>。

『五分律』：何をか犯罪諍と謂うや。若し比丘波羅夷乃至惡説を犯し、又た若しくは鬪

諍し相い罵し、身口意の悪を起す。是を犯罪諍と名づく (3)。

『十誦律』：犯罪事とは五種犯有り、波羅夷・僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯すなり。若しくは犯し若しくは汚し若しくは悔せず。是を犯罪事と名づく (4)。

『僧祇律』：罪諍とは、若し比丘と比丘の罪過を相い説いて、若しくは波羅夷乃至毘尼とす。此の罪諍は二毘尼を用いて滅す。所謂自言毘尼と覓罪相毘尼なり (5)。

『薩婆多毘尼毘婆沙』：身作・口作・身心作・口作より生ず。通じて犯事と名づく方便名犯事成名破不悔名越 (6)。

『根本有部律律撰』：犯罪諍とは五部罪を謂う。此の罪を諍うに由りて諍を起す。此れ即ち是の根なり。身・語・心に從つて犯あり。唯だ身とは、苾芻の未具人と同室に宿して未出にして已出の想を作し、若くは臥睡し已って女人の後に至り或いは睡り覺めず、他が高床に置き或いは他が燈燭を然す等の犯あるが如し。唯だ語とは故心なくして五六語を過ぎ、女人の爲に説法する犯有るを謂う。唯だ心とは長淨時に有心に覆罪する犯有るを謂う。身心俱とは、殺生・飲酒の犯有るが如し。語心俱とは女のために説法して、故心に五六語を過ぐる犯有るが如きを謂う。身語心俱とは、殺生・飲酒して發言稱歎するを謂う。是れ三業犯罪の差別なりと謂う (7)。

これによれば、共通して犯罪諍事を定義して、五篇七聚ないしは五部の犯罪蘊を示すのみである。ただし『四分律』『五分律』『十誦律』は共通してこれらの罪を「犯す」「汚す」という言葉を付している。前項の「告発諍事」が同じく五篇七聚の犯罪蘊を挙げながら、「無根」が前提となり、被告は無罪を主張するものであったのに対して、これは犯罪がなされたということが前提となっているように考えられる。ただし『五分律』のみは、犯した後、さらに「又た若しくは鬪諍し相い罵し、身口意の悪を起す」という文章を付している。これが犯罪を犯したことをめぐって争いが生じることを犯罪諍事とするという意なのか、あるいは五篇七聚を犯すこととは別の争いを並列的に述べたものであるのかはわからない。

(1) *Vinaya* vol. II p.088

(2) 大正 22 p.916 上

(3) 大正 22 p.154 上

(4) 大正 23 p.251 中

(5) 大正 22 p.332 下

(6) 大正 23 p.564 下

(7) 大正 24 p.607 下

[4-2] ちなみに「律蔵」には4種類の諍事の三性を論じるところがあり、いずれの律蔵も「諍論諍事」「告発諍事」「羯磨諍事」については、善、不善、無記があるとされているが、この「犯罪諍事」のみはいずれの律蔵も不善と無記のみで、善なるものはないとしている (1)。要するに「諍論諍事」「告発諍事」「羯磨諍事」は諍事の内容が善心である場合も、不善心である場合も、無記心である場合もあるのであるが、「犯罪諍事」だけは善心である場合はないというのである。

仏教における善悪のもっとも基本的な定義は、無貪・無瞋・無癡が善であり、貪・瞋・癡が不善である。もちろん無記は善でも不善でもないものである (2)。「諍論諍事」「告発諍事」「羯磨諍事」も貪・瞋・癡にかられてではなく、無貪・無瞋・無癡であって、例えば相手のことを慮るがゆえに争いになることもあるが、「犯罪諍事」の場合はそういう場合はな

い、ということであろう。それでは無記はどのような場合であるかといえば、故意ではなく知らないで起こすのが「無記犯罪諍事」であるとする<sup>(3)</sup>。なお不善なるものは何かといえ、故意に犯すものであって、故意である犯罪に無貪・無瞋・無癡である場合がないのは当然である。

ここからも「犯罪諍事」は犯罪が起こされたということが前提となっていることがわかる。

- (1) 『パーリ律』 *Vinaya* vol. II p.091、『四分律』大正 22 p.916 上、『十誦律』大正 23 p.252 上
- (2) 『初期仏教教団の運営理念と実際』 p.047 以下参照
- (3) 註 (1) と同じ。

[4-3] 以上のように多くの律蔵は五篇・七聚の犯罪が起こされたのが「犯罪諍事」であるとするのみである。しかし犯罪が行われたとしても、その罪の種類にしたがって自ら進んで刑罰に服したり、告白してそれが受理されれば一件落着となるのであるから、紛争になりえない。そこで『十誦律』はそれにも拘わらず「悔せず」というところが紛争の原因となることをいうのであろうし、『根本有部律律撰』は「此の罪を諍うに由りて諍を起こす」ことであるとする。『五分律』が「又た若しくは鬪諍し相い罵し、身口意の悪を起す」というのもこのような意味かも知れない。したがってその他の律が単に五篇・七聚を上げるのみであるとしてもその背後には、この罪を契機として起こされるいざこざをいうのであることは明かであろう。しかしながら佐々木閑氏がこのような文章をとらえて、論理的に矛盾すると感じられるのも無理からぬところがあって<sup>(4)</sup>、なぜこのような表現となったのかを考えておく必要があるであろう。

先述したように、そもそも律蔵の法理念の基礎には「自己申告主義」があった。波羅夷罪や僧残罪などの重罪は「告発」が許されており、波逸提以下の軽罪にも「苦切羯磨」などの特例措置による「告発」が許されているが、しかしそれにもかかわらず律蔵の法体系はもし罪を犯せば、直ちに自ら告白するという前提で構築されているのはもちろん、本人の自白がなければ処罰することができないことになっている。すでに論じたように、布薩や自恣はもとより、「苦切羯磨」のような懲罰羯磨も、後に詳述する滅諍法の中の懲罰である覓罪相もすべからくそうである。その典型が僧残罪であって、僧残罪を犯した場合の罰則である六夜摩那埵も、罪を犯した本人がその処罰を行って欲しいと申請する求聴羯磨を受けてはじめて処置されるのであり、また1日でも告白が滞ると、その日数だけ別住が科せられることになっていたのである。

また波逸提以下の軽罪は苦切羯磨などの特例措置をとらない限り、法的な意味ではすべて本人の罪の告白があつて初めて罪が発生するのである。もちろんどんなに軽い罪であろうと罪を犯した場合は客観的事実として罪は発生しているのであるが、本人が告白しない限りは法的な措置がとられることはないということになる。もちろんここで法的措置というのは、波逸提の場合なら、サンガあるいは2、3人の衆、あるいは1人の長老の前で告白して、それが受理されれば清浄となるということであり、波羅提提舍尼の場合なら、1人の比丘に告白・申請することによって清浄となるということである。そして突吉羅の場合は必ずしも明確ではないが、軽微な罪の場合は単なるエチケツト違反程度のものであるから、法的措置はとられない。

このように通常は「告白」によって罪が発生し、この告白をもとに罪の軽重にしたがって法的な処置がなされる。波羅夷罪ならばこれを受けて、サンガが罪を犯した者をサンガから追放する措置をとり、僧残罪で直ちに告白がなされた場合は、本人からの申し出を受けてサンガが六夜摩那埵を与え、もし1日でも告白が遅れば、これも本人からの申し出を受けて1日別住を与えるのである<sup>(2)</sup>。また波逸提やそれ以下の罪は罪を犯した者がそれぞれの定めにしたがって告白するか、それが受理されれば清浄となるのである。このように律蔵の基本的理念通りに、罪を犯した場合は本人が法に定められている手続きにしたがってそれを告白すれば「紛争」にはならない。

したがって「犯罪諍事」は、罪がなされたときにこのような通常の処置がなされないすべてのケースをいうのではないかと考えられる。しかし具体的にそれを説明することは困難であるので、先のような定義になったのではないであろうか。

それでは五篇七聚に関して上記のような通常の処置がなされない場合にはどのようなケースがあるであろうか。律蔵には具体的な説明がないのであるから想像の域を出ないのであるが、以下のようなケースが考えられる。

1つは他の注意や勧告などの「戒告」を受けて、罪を犯した本人が「自首」するケースである。この場合は罪を犯したら直ちに告白するという「自己申告主義」に悖るから、通常の罪の処理をすることができず、したがって「事件」「問題」とはなるが、しかしサンガに「告発」される前に自主的に罪を認めているのであるから「告発諍事」とはならない。もちろんそれが自首された後の処置は、波羅夷や僧残の場合には、サンガ追放とか六夜摩那埵の処罰がなされる。僧残の罪を犯しても自首が翌日以降になった場合には、その日数だけ別住が科せられるのはいうまでもない。軽罪の場合ももちろん規定にしたがってしかるべき相手に告白し、受理されなければならない。しかしこの場合は「自己申告主義」に悖り、「事件」「問題」となっているのであるから、その前に何らかの処置がなされなければならない。これが「犯罪諍事」の滅諍法とされる「自言治」と「草覆地法」であるが、これは後に考察する。

なおこの「戒告」を受けて「自首」するというケースには、本人が自覚している場合も、自覚していない場合も含まれるであろう。後者の場合は他人に指摘されてはじめて気がつくというケースであって、この場合には悪意はないということになる。「犯罪諍事」に無記のケースがあるというのはこれであろう。

またもう1つの考えられるケースは、犯して自主的に直ちに「告白」したにもかかわらず罪の種類が違ったというような場合である。この場合も注意なり勧告なりの「戒告」があつて、正しい「自首」がなされることになるから、これも「事件」「問題」となる。ただしこの場合も通常の罪の処理だけではすまないことになるわけである。なおこの場合にも無記のケースがありうるということが予想される。

また犯して直ちに告白したが、それを受けた者が罪として認める必要がないとして受けないという場合もあったかも知れない。あるいは逆に罪を犯したと注意しても、それは罪でないとして自首しないという場合もあるかも知れない。もちろんこれらはごく軽罪の場合であり、前者の場合なら「問題」にはならないが、後者の場合がまさしくコーサンビーに破僧が起こったときのケースである<sup>(3)</sup>。

- (1) 『仏教研究』第37号 p.172
- (2) *Vinaya* vol.II p.040
- (3) ちなみに「滅諍毘度」では、コーサンビーでの紛争がどの種類の諍事として扱われているかを徴してみると次のようになる。『僧祇律』は諍論諍事のところで紹介される（大正22 p.327中）。また多覓毘尼のところでも言及されるから諍論諍事（大正22 p.333下）ということになる。さらに草覆地のところでも言及されるから犯罪諍事とも考えられるが、『僧祇律』は草覆地は諍論諍事の滅諍法である（大正22 p.334下）。『十誦律』も多人語の項で言及されるから諍論諍事（大正23 p.144上）である。しかし草覆地の項でも言及されるから、これについては「犯罪諍事」（大正23 p.147上）ということになる。

[4-4] なお先の「告発諍事」と今の「犯罪諍事」の境目にあるような微妙なケースもありそうであるから、これも検討しておこう。

僧残罪以上の罪の場合は、本人の自白もしくは自首ががなく、告発されて有罪無罪を争う場合は「告発諍事」となった。しかし波逸提以下には通常の場合は告発の制度がないから、たとい罪を犯した者に「戒告」しても罪を認めない場合は、「罪を見ないことによる挙罪羯磨」などの懲罰羯磨にかけないかぎりには罪に問うということはなく、多くの場合はこれきりで終わったものと考えられる。いちいちサンガを現前させて裁判を行うということはたいそう面倒なことであるからである。しかしそれが度重なるようなことがあったり、確信犯的であったりした場合には、そのようなことを見逃してはサンガのためにも、本人のためにもならないから、懲罰羯磨などという特別手段も設けられていたのである。要するに刑事事件は刑罰を加えるべき事件が起これば、告訴や告発があろうとなかろうと公の捜査機関が動き出し、裁判が行われることになるが、しかし民事すなわち私法に関わる事柄は、本来は私人間で解決が図られるべきであるが、私人間において解決できずに紛争となって、当事者から告訴があったときにはじめて公の機関が動き出すことになるのに比すことができる。

また故意的に重い罪を軽い罪と言い逃れようとする場合があったかもしれない。例えば僧残罪に相当する罪を犯したのに、波逸提の罪を犯したと告白したような場合である。もちろんこのような場合も、「戒告」を受けて僧残罪を犯した罪によってサンガに自首するならば、これは「犯罪諍事」であろう。サンガにおいて僧残罪に関する有罪無罪を争う裁判を行う必要はないからである。しかしそれは僧残の罪に相当するから僧残罪を犯したと自首せよと戒告されたにもかかわらず、被告がそれを認めなかった場合は「告発諍事」として処理されたであろう。罪を認めているとはいいながら、それは波逸提の罪であり、告発されている僧残罪については否認しているのであるから、僧残罪の罪でサンガに「告発」され、サンガにおいては僧残罪についての有罪・無罪の裁判が行われなければならないからである。

[4-5] あるいは上に想定した以外のケースもあったであろうが、ともかくこの「犯罪諍事」は、罪を犯した者が結果的にはその罪を認めているものの、「自己申告主義」という律蔵の原則からは外れ、これを通常の五篇七聚の処置以外の法的手続きをもって処理しなければならないという、五篇七聚と密接に関連した「事件」「問題」であるから、律蔵においては「五つの犯罪蘊が犯罪諍事であり、七種の犯罪蘊が犯罪諍事である」などというような定義にならざるを得なかったものと考えられる。

ただし『五分律』が「又若鬪諍相罵起身口意惡」という文章を付け加えるのは、どういう意味であろうか。これは苦切羯磨などの懲罰羯磨に相当する悪行をさすものとも考えられる

が、上述のように犯罪諍事は罪を認めていることが前提になっており、それにも拘わらずそれを告白する通常の手続きに反している場合をいうのであるから、このような場合は懲罰羯磨にかけるに相当しないと考えられる。したがってこの文章は、「これら五篇七聚を契機として起こされるいざこざが犯罪諍事である」という意であると解釈すべきであろう。

[4-6] 以上「告発諍事」と「犯罪諍事」の違いを端的に言えば、前者は五篇七聚のうちの重罪や重罪でない場合も苦切羯磨などの懲罰羯磨にかけるにふさわしい悪行について、「告発」を契機として裁判をもって有罪無罪の決着をつけなければならない紛争であるに対し、後者は被疑者が有罪を認めていて、有罪無罪の裁判を行う必要のない紛争であるということになる<sup>(1)</sup>。この相違においては、罪の種類や軽重は本質的には関係がないのであるが、前者は主に重罪であって、後者は主に軽罪であるとするところができるかも知れない。前者は「告発」できる罪であって、それは波羅夷か僧残罪であり、罪の種類としては軽罪であったとしても、告発されて懲罰羯磨によって有罪判決を受けた者は、重罪を犯した者と同様の罰に処せられるから、すでに重罪化しているといっているからであり、後者は告白に関する手続きの誤りなどであるから、重罪の場合はこのようなケースは考え難く、多くは軽罪であったであろうからである。

- (1) 佐藤密雄博士は教誡諍事（筆者のいう告発諍事）と犯罪諍事に基本的な相違を認められていない。そこで「教誡諍事と犯罪諍事の重きものをば、憶念、不癡、覓罪の三法で処理し、両諍事の軽罪が、自言と如草覆とで処理されたが、この区別がいつしかやがて、教誡重罪、犯罪小罪となすことになったと見られるのである」と解釈される。前掲書 p.337

[5] 次に筆者のいう「羯磨諍事」について検討する。

[5-1] それぞれの「律蔵」には次のように定義されている。『パーリ律』の用語は南伝大蔵経に用いられている用語を用いる。

『パーリ律』：何が事諍事であるか。サンガの所作・所弁（*saṃghassa kiccayatā karaṇīyatā*）、求聴羯磨、単白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、これが事諍事である<sup>(1)</sup>。

『四分律』：云何が事諍なりや。言諍中の事作、覓諍中の事作、犯諍中の事作なり。是を事諍と爲す<sup>(2)</sup>。

『五分律』：何をか事諍と謂うや。僧の常所行の事、一切羯磨及び諸の有所作なり。此を以て諍いを致す。是を事諍と名づく<sup>(3)</sup>。

『十誦律』：常所行事とは、衆僧の所作の事にして、若しくは白一羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩、自恣、立十四人羯磨なり。是を常所行事と名づく<sup>(4)</sup>。

『僧祇律』：常所行事諍とは、若し僧の所作事の如法に辨じ、如法に結集し、如法に出し、如法に捨て、如法に與う。是の如きの世尊の弟子比丘衆の所行の無量事は皆七滅諍に於て止め、一一の事滅す。是れを常所行事と名く<sup>(5)</sup>。

『薩婆多毘尼毘婆沙』：白・白二・白四・布薩・自恣・差十四人より生じ、僧より僧に至るを事の本と爲す。通じて作事と名づく<sup>(6)</sup>。

『根本有部律律撰』：作事諍とは、單白等羯磨之事を作すに由つて諍根と爲す。所作事に於て諍の生ずるを得るが故なり<sup>(7)</sup>。

『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』『薩婆多毘尼毘婆沙』は単白羯磨や布薩などのサンガ

の羯磨そのものを羯磨諍事と定義するが、『五分律』と『根本有部律律撰』はこれらによって争いが起こることであるという。ただ『四分律』のみは少々異なって「言諍中の事作、覓諍中の事作、犯諍中の事作なり」とする。諍事にかかわる羯磨に限定するわけであるが、その趣旨は詳らかにしない。『十誦律』『僧祇律』がこの諍事を「常所行事」と呼ぶように、その他の律は日常的に行われる羯磨を指し示しているのであるから、『四分律』は特異であるが、ここでは特段の意味がないものと理解しておく。

要するに五篇七聚から生ずるトラブルを「犯罪諍事」と呼ぶと同様に、羯磨を執行する際に生じるトラブルをいうのであろう。筆者がこれを「羯磨諍事」と呼ぶ所以である。

なお『十誦律』の定義のうちに立十四人羯磨という語が見られるが、この意味は筆者には不明である<sup>(8)</sup>。

(1) *Vinaya* vol. II p.089

(2) 大正 22 p.916 上

(3) 大正 22 p.154 上

(4) 大正 23 p.251 中

(5) 大正 22 p.335 中

(6) 大正 23 p.564 下

(7) 大正 24 p.608 上

(8) 『十誦律』の波夜提 056 条の「共住挙人戒」(大正 23 p.106 下)のなかにも同じような文章が存する。『十誦律』は白一羯磨・白二羯磨・白四羯磨・布薩・自恣などの外に「十四人羯磨」なる特別の羯磨があると考えていたようである。

[5-2] 以上のように『パーリ律』を含めて多くの律の「羯磨諍事」の定義は、羯磨そのものを諍事と定義している。もちろん上記のように、これは羯磨にまつわるトラブルを意味するのであるが、『パーリ律』の文章をそのまま意味があるものととらえたとすれば、佐々木閑氏がいうように、前項の「犯罪諍事」と同様に論理的な矛盾があることになる<sup>(1)</sup>。これもなぜこのような表現になったのかを考えておく必要があるであろう。

「サンガ」は通常の場合は 4 人以上の比丘あるいは比丘尼からなる集団である。その集団が組織的集団としての「サンガ」として何か事をなそうとする時には、構成員全員が意思を一つにして行わなければならない。たった一人でも集団の意思に反する者があれば「サンガの行為」は成立しない。そのような意味では、和合しているからこそ「サンガ」なのであって、成員の意思が一つでないような集団は「サンガ」とは呼べない。そしてこの法人格を有するものとしての「サンガの行為」は法的には羯磨が成立するということであり、それは個人の行為を「業」というのに対応するということは前述した。

したがってこの羯磨の議決要件は現代風にいえば、「全員賛成(承認)」でなければならないということであり、これには例外はない。世上サンガの意思決定は全員賛成が基本であるが、非常の場合は多数決が用いられると解されているが、これは誤解である。サンガの決定はいかなる場合も全員賛成によってなされなければならないというのが律蔵の規定である。先に述べたように、多数決はサンガに紛争が起きた時に、それを調停するための方法として用いられることがあるというに過ぎないのであって、それは羯磨ではない。これについては【論文 21】において詳しく考察する。

そしてこの羯磨は、【1】の [6] に記したように、サンガのリーダーがそうしたいという

提案事項を詳細に表白して、これに一言の異論もなく沈黙でもって承認を表して成立する。このように羯磨はサンガのリーダーの提案を何の異議もなく全員が承認するということを前提として行われ、もし羯磨が成立しないような事態が生じるとすれば、それは異常事態なのである。おそらく「羯磨諍事」というのはこのような場合をいうのである。その異常事態には、サンガのリーダーの表白に反対意見が提出される場合はもちろん、「ちょっと質問があります」といった程度の意見が挟まれる場合も含まれるであろう。沈黙が賛意の意思表示だからである。もちろん後者のような場合なら、質問への答弁によって直ちに解決して、再び羯磨を行えばよいのであるが、しかしいったん表白された提案が、そのような些細なことによってであっても中断させられたということは、羯磨が成立しなかったという意味においてトラブルであり、これも事件として‘adhikaraṇa’<sup>1</sup>と認識されたのであろうと考えられる。そのためには羯磨を執行するサンガのリーダーは、羯磨にかける前に十分に根回しなどの準備を行っておく必要があったのであって、それがサンガのリーダーの努めでもあった。

そしてこの羯磨の方法に、求聴羯磨、単白羯磨、白二羯磨、白四羯磨の4種類があるから『パーリ律』はこの4つの羯磨の方法をもって諍事と定義し、『十誦律』や『薩婆多毘尼毘婆沙』はこのほかに、布薩・自恣などのもっとも日常的になされる羯磨もこの中に含めたのである。

(1) 『仏教研究』第37号 p.175

[5-3] 余談ではあるが、議案の提出者を『パーリ律』では「聰明有能なる比丘 (vyatta bhikkhu paṭibala)」とし、『四分律』はこれを「堪能(作)羯磨者」<sup>(1)</sup>といい、『僧祇律』は「羯磨人」という<sup>(2)</sup>。『五分律』<sup>(3)</sup>や『十誦律』<sup>(4)</sup>は単に「一比丘」というのみであるが、おそらくこれはサンガのリーダーの担う役職であったものと考えられる。先に述べたようにサンガの中のさまざまな役職者は、サンガのリーダーが事前に本人の承諾をとった上で白二羯磨によって選任することになっているのであるが、このような重要な仕事を執行しなければならないにかかわらず、律藏において羯磨者をサンガの役職者として、それを選任する手続きについて言及するところがないからである。おそらくそれは、サンガそのものの本質に係わるものであって、サンガが成立するときには、この羯磨を執行すべきサンガのリーダーは必然的に存在していなければならないからであろう。

そして【論文 21】で詳述するように、このサンガの羯磨を執行する者が、サンガの「正義」すなわち「法 (dhamma)」を具現する者であるから、原則的にはサンガのメンバーが自由気儘に発言することは好ましくなく、そこで沈黙することすなわち発言しないことが承認の意思表示という形式がとられたのである。白四羯磨においては、もし3回の議案の提出の途中に、誰か一人でも異議を申し述べると、その時点で羯磨は不成立となるのであるから、これはあたかも少数意見の絶対尊重で、究極的な民主主義の形であるように見えるけれども、実態は一人でも反対するとサンガとしての意思決定すなわちサンガの行為がなしえないという事実を前に、ほしいままの発言を封じるという手段であったということになる。おそらく羯磨においてほしいままの発言が認められたのは「自恣」のみであって、このときには自由に発言が許されるがゆえに名称そのものに「自由にする」という意を表す‘pavāraṇā’<sup>2</sup>という言葉が使われたのではなかろうか。また漢訳者はこの意を取ってこれを「自恣」と訳したのである。



- (1) 大正 22 p.889 中
- (2) 大正 22 p.423 上
- (3) 大正 22 p.163 下
- (4) 大正 23 p.221 下

[6] 以上4種類の諍事について考察してきた。これを簡単にまとめておく。

まず第1は「諍論諍事」である。これは「これは法である」「これは非法である」とか、「これは律である」「これは非律である」などという釈尊の教えに関する見解をめぐる紛争であって、教義・教学をめぐる論争と違ってよいであろう。日常的な破僧は、感情的な行き違いなどによっても起こったであろうが、律蔵の規定する破僧はこのような教義・教学をめぐる破僧であって、したがってこれが高じると破僧に至る危険性を有するような諍事ということができる。

第2の「告発諍事」と第3の「犯罪諍事」は、犯罪ないしは非法行為に関する紛争である。これには五篇七聚に規定される犯罪もその他の不行跡も含まれる。この両者の違いは、前者は告発することが許された重罪、ないしは軽罪であっても告発が許される常習的・確信的であるような場合の、無罪を主張する者へのサンガへの「告発」を契機として起こる争いであり、したがって無罪か有罪かが争われることになるから、必然的に裁判が行われることになる。これに対して後者は波羅夷以下悪説に至るまでの波羅提木叉の違反、すなわち犯罪行為に関する争いであることは「告発諍事」と異ならないが、こちらは有罪を認めている点異なる。すなわち犯罪の自主的な「告白」が規定通りになされなかったり、何らかの形で「戒告」に促されての後に「自白」が行われるなどのケースであって、有罪であることは認めているのであるから無罪か有罪かは争われず、したがって裁判も行われぬ。しかしこれも罪の通常の法的処置だけでは終わらないから‘adhikaraṇa’と認識されるのである。なお告発諍事は告発がなされるに値する罪によって起こる紛争であるから重罪が主な対象となり、犯罪諍事は告発が伴わない比較的軽罪が主な対象となる。

そして第4の「羯磨諍事」は、サンガの羯磨執行に関わるトラブルであるから、サンガ運営上に起こる諍事ということができる。

‘adhikaraṇa’という語を、漢訳律蔵の多くは諍あるいは諍事、すなわち紛争と訳する。確かに中には破僧に繋がるような紛争もあるにはあるのであるが、一方では罪の告白や羯磨の執行に関する単なる誤解や行き違い程度の、紛争としては軽微なものも含まれている。なぜこれらも「諍事」と把握されたかといえ、サンガの中では罪は直ちに自発的に、律の規定に定められているとおりに忠実に「告白」することが建前であり、サンガの羯磨は聡明有能な比丘と表現されるサンガのリーダーの意向通りにシャンシャンシャンと進行するのが建前であって、この建前通りに行かないこと自体がすでに「問題」「事件」「トラブル」であるからである。‘adhikaraṇa’の本来の意味は「所作について」という意であって、『十誦律』はこれを「事」と訳するから、本来はこの訳語を採択した方がよいのかも知れない。